

# 芦原温泉上水道財産区水道事業給水条例

平成 16 年 3 月 1 日  
条例第 145 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 給水事業
  - 第 1 節 給水装置の工事及び費用の負担区分等(第 6 条—第 17 条)
  - 第 2 節 給水(第 18 条—第 24 条)
  - 第 3 節 給水の停止等(第 25 条—第 27 条)
- 第 3 章 料金、手数料及び加入金
  - 第 1 節 水道料金(第 28 条—第 33 条)
  - 第 2 節 手数料(第 34 条・第 35 条)
  - 第 3 節 加入金(第 36 条)
  - 第 4 節 水道料金等の免除等(第 37 条)
- 第 4 章 貯水槽水道(第 38 条・第 39 条)
- 第 5 章 雑則(第 40 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、芦原温泉上水道財産区水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水 給水装置により水を供給することをいう。
- (2) 給水装置 需要者に水を供給するため、水道事業者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (3) メーター 水の使用量を計量する機器をいう。

### (給水区域)

第 3 条 芦原温泉上水道財産区水道事業の給水区域は、芦原温泉上水道財産区水道事業の設置等に関する条例(平成 16 年あわら市条例第 141 号)第 2 条第 2 項に規定する区域とする。

### (給水)

第 4 条 水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、給水にあつては常時水の供給を行う。

2 管理者は、非常災害その他やむを得ない事情による場合又は水道法(昭和 32 年法

律第 177 号。以下「法」という。)若しくはこの条例の規定による場合は、給水を制限し、又は停止することができる。

(給水の制限又は停止の予告等)

第 5 条 管理者は、前条第 2 項の規定により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その区域及び期間をその都度予告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 管理者は、前条第 2 項の規定による給水の制限又は停止により生じた損害についてはその責めを負わない。

## 第 2 章 給水事業

### 第 1 節 給水装置の工事及び費用の負担区分等

(種類)

第 6 条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

(1) 専用給水装置 1 戸(世帯)又は 1 箇所で使用するもの

(2) 共用給水装置 2 戸(世帯)又は 2 箇所以上で共用するもの

(3) 私設消火栓 消火栓のうち法第 24 条第 1 項の規定により設置されたもの以外のもの

(新設等の申込み)

第 7 条 給水装置の新設、改造、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「給水装置の新設等」という。)をしようとする者は、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の申込みの拒否)

第 8 条 管理者は、給水装置の新設等が困難と認められる理由があるときは、申込みを拒否することができる。

(新設等の設計及び工事)

第 9 条 給水装置工事は、管理者又は法第 16 条の 2 第 1 項の規定により管理者が指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。この場合において、管理者は、工事検査(給水装置の新設の場合に限る。)に合格しなかったときは、当該給水装置に係る第 18 条の給水の申込みを承認しないものとする。

3 第 1 項の規定により管理者又は指定給水装置工事事業者が給水装置の新設等の工事(以下「工事」という。)を施行する場合において、管理者は、第 7 条の申込みをした者に対し、当該工事に係る利害関係人の同意書を提出させることができる。

(構造及び材質)

第 10 条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 5 条に規定する基準に適合したものでなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第 11 条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の

損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の負担区分)

第12条 工事に要する費用は、第7条の承認を受けた者(以下「申込者」という。)が負担する。

(工事費の算出方法)

第13条 管理者が工事を行う場合の費用は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 設計監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に掲げる費用の算出に関し必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の前納)

第14条 申込者は、管理者が算出した工事の費用を当該工事の着工前に納入しなければならない。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、当該工事の完成後に納入することができる。

2 管理者は、前項本文の規定により納入された工事の費用を当該工事の完成後に精算するものとする。

3 管理者は、申込者が第1項の工事の費用を管理者が指定した期限内に納入しないときは、第7条の給水装置の新設等の申込みがなかったものとみなす。ただし、期限内に納入しないことについて特別の理由があると認めるときは、納入を猶予することができる。

4 前項本文の場合において、既に工事を施行していたときは、申込者はその損害を賠償しなければならない。

(帰属)

第15条 給水装置の所有権は、工事の費用を完納したとき申込者に帰属する。

(変更の工事)

第16条 管理者は、配水管の移転その他特別な理由により給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、給水装置の所有者(以下「所有者」という。)の同意がな

くても当該変更工事を行うことができる。

2 前項の変更を加える工事に要する費用は、管理者の負担とする。

(修理)

第 17 条 管理者は、第 22 条第 2 項第 5 号の規定による届出があったとき又は管理者が必要があると認めたときは、当該給水装置を修理することができる。

2 前項の修理に要した費用は、所有者の負担とする。ただし、管理者が公益上その他の理由により必要があると認めたときは、管理者の負担とすることができる。

## 第 2 節 給水

(給水の申込み)

第 18 条 給水を受けようとする者は、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(代理人)

第 19 条 所有者が給水区域内に居住しないとき又は管理者が必要と認めるときは、所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する者 1 人を代理人として選任し、連署押印の上管理者に届け出なければならない。代理人を変更した場合も、同様とする。

2 管理者は、代理人が不適當であると認めるときは、その変更を命ずることができる。

(管理人)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人 1 人を選任し、管理者に届け出なければならない。管理人を変更した場合も、同様とする。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) 管理者が必要と認める者

2 管理者は、管理人が不適當であると認めるときは、その変更を命ずることができる。

(メーターの設置及び管理)

第 21 条 メーターは、管理者が設置するものとする。ただし、これに要する費用は、申込者の負担とする。

2 水道使用者(第 18 条の承認を受けた者をいう。)、所有者、代理人又は管理人(以下「水道使用者等」という。)は、メーターを適切に管理するものとし、正当な理由なくしてメーターを滅失し、又は損傷したときは、その損害額を賠償しなければならない。

(届出義務)

第 22 条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 給水を受けることをやめるとき。
- (2) 給水の用途を変更するとき。

(3) 消防演習のため私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者にその旨を届け出なければならない。

(1) 水道使用者等の氏名、名称又は住所に変更があったとき。

(2) 共用給水装置の使用戸(世帯)数又は箇所数に異動があったとき。

(3) 給水装置を消防の用に供したとき。

(4) メーターを滅失し、又は損傷したとき。

(5) 給水装置に異状があるとき。

(6) 消防のため私設消火栓を使用したとき。

3 譲渡、相続その他の理由により給水装置の所有権を取得した者は、当該取得した日から 30 日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。

(私設消火栓の使用)

第 23 条 私設消火栓は、消防及び消防演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。

(給水装置の検査等)

第 24 条 管理者は、水道使用者等から給水装置及び給水する水の質について検査の請求があったときは、速やかに検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査をした場合において、特別の費用を要したときは水道使用者等が負担するものとする。

### 第 3 節 給水の停止等

(給水の停止)

第 25 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 給水装置の構造及び材質が第 10 条の基準に適合しなくなったとき。

(2) 工事の申込者が第 12 条の工事費、第 17 条第 2 項の修理費、第 30 条の水道料金及び第 34 条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(3) 水道使用者等が正当な理由なくして、第 31 条に規定する使用水量の測定又は法第 17 条の給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。

(4) 給水装置を汚染するおそれのある器物又は施設と連絡して使用している場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第 26 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 水道使用者等が 60 日以上所在不明であり、かつ、当該給水装置により給水を受ける者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあり、かつ、将来も使用の見込みがないと認められるとき。

- (3) 第7条の承認を受けないで給水装置の新設等があったとき。
- (4) 正当な理由なくして第21条第1項のメーターの設置、第25条の給水の停止又は第31条の使用水量の測定を拒み、又は妨げたとき。
- (5) 水道料金、手数料及び加入金の徴収を免れようとして、偽りその他不正の行為があったとき。
- (6) 前条による給水の停止が、60日以上経過したとき。

(注意義務)

第27条 水道使用者等は、給水装置の使用に当たっては、水が汚染し、又は漏水しないよう注意しなければならない。

### 第3章 料金、手数料及び加入金

#### 第1節 水道料金

(徴収)

第28条 水道料金は、水道使用者等から毎月徴収する。

2 共用給水装置により給水を受ける者は、連帯して水道料金支払いの責任を負う。

(使用水量の測定)

第29条 使用水量の測定は、メーターにより行う。ただし、メーターの故障その他の事情により測定することができないときは、管理者が別に定めるところにより使用水量を決定する。

(水道料金の額)

第30条 水道料金の額は、次の表に定めるところにより算出した基本料金と超過料金とを合算した額とする。

種別	料率 用途	1月当たりの基本料金 (10 m <sup>3</sup> まで)	超過料金 (10 m <sup>3</sup> を超える水量 1 m <sup>3</sup> につき)
		専用給水装置	一般用
	営業用		
	官公署学校用		
共用給水装置		1,150 円	145 円

(1) 一般用とは、営業用及び官公署学校用以外の用に水道を使用する場合をいう。

(2) 営業用とは、旅館、料理店、飲食店、娯楽場及び一般の公衆浴場等の営業の用に水道を使用する場合をいう。

(水道料金の算定)

第31条 管理者は、あらかじめ指定した日(以下「定例日」という。)にメーターにより使用水量の測定を行い、当該測定した日の属する月の水道料金を算定する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日のメーターを測定することができる。この場合において、当該測定は、定例日になされたものとみなす。

(特別な場合における水道料金の算定)

第 32 条 月の中途において、給水を受けることを開始し、又は中止し、若しくは停止したときの水道料金の額は、1 月分として算定する。

(徴収方法)

第 33 条 水道料金は、毎月納入通知書により徴収する。ただし、管理者が必要であると認めたときは、この限りでない。

### 第 2 節 手数料

(手数料の種類及び額)

第 34 条 管理者は、次の各号に掲げる者から当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき 1 万円
- (2) 第 9 条第 2 項の設計審査を受ける者 1 件につき 200 円
- (3) 第 9 条第 2 項の材料検査を受ける者 2 回につき 200 円
- (4) 第 9 条第 2 項の工事検査を受ける者 1 回につき 200 円
- (5) 給水装置の開栓又は閉栓を受ける者 1 回につき 500 円

(納入方法)

第 35 条 前条各号に掲げる者は、手数料を前納しなければならない。ただし、管理者が特に理由があると認めたときは、申込み後に納入することができる。

### 第 3 節 加入金

(加入金)

第 36 条 芦原温泉上水道財産区水道事業の設置等に関する条例第 2 条第 2 項に規定する給水区域内において給水装置を新設し、若しくは改造(給水管の口径を増径する場合に限る。以下この条において同じ。)し、又は従前の給水装置を撤去し、新規に給水装置を設置(従前の給水装置に係る給水管の口径に比べて増径を伴う場合に限る。以下この条において同じ。)しようとする者は、当該申込みの際、管理者に給水申込加入金(以下「加入金」という。)を納付しなければならない。

2 加入金の額は、給水装置の給水管の口径に応じ次の表に掲げる額とする。ただし、給水装置を改造しようとする者に係る加入金の額は、改造後の給水装置に係る給水管の口径に対応する加入金の額から改造前の給水装置に係る給水管の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とし、従前の給水装置を撤去し新規に給水装置を設置しようとする者に係る加入金の額は、新規に設置しようとする給水装置に係る給水管の口径に対応する加入金の額から撤去しようとする給水装置に係る給水管の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とする。

給水管の口径	加入金の額	給水管の口径	加入金の額
13mm	26,250 円	50mm	73,500 円
20mm	31,500 円	75mm	105,000 円
25mm	42,000 円	100mm	管理者が定める額
40mm	63,000 円		

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

#### 第4節 水道料金等の免除等

(水道料金等の免除等)

第37条 管理者は、公益上の必要、災害その他特別な理由があるときは、水道料金、手数料又は加入金の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

#### 第4章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第38条 管理者は、法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道(以下「貯水槽水道」という。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言又は勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の義務)

第39条 貯水槽水道のうち法第3条第7項に規定する簡易専用水道の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

#### 第5章 雑則

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の芦原町上水道財産区水道事業給水条例(平成3年芦原町条例第20号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月26日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月分の水道料金から適用する。

附 則(平成24年3月23日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月分の水道料金から適用する。